

# 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ運営・管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会事務局規程第59条の規定に基づき、ホームページの運営・管理に必要な事務の処理について定めるものであり、ホームページの適切かつ円滑な運営・管理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における、ホームページとは、本会の各種情報をコンピュータネットワーク(インターネット・イントラネット)上に公開し、当該情報を提供することをいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、原則として本会がインターネットを通じて提供するホームページの全てに適用されるものとする。

2. 本会スポーツ情報システムに接続する加盟団体等のみを対象とした情報システム(イントラネット内部のシステム等)において、当該システムがWebブラウザを介して利用されるものである場合は、可能な限りこの規程に準拠するものとする。

### (基本原則)

第4条 ホームページの運営・管理に際しては、次の各号に掲げる内容を原則とする。

- (1) ホームページは、本会事業計画書に記載されている事業内容の範疇で作成する。
- (2) ホームページの利用対象者は、本会事業計画書に記載されている事業の関係者を優先する。
- (3) 誰にでも使いやすく、わかりやすく、情報を見つけやすいホームページとなるよう、本会として統一した情報を利用者へ提供する。
- (4) セキュリティの確保、経費節減及び前号の趣旨を踏まえ、URLのドメインは japan-sports.or.jp に一元化し、やむを得ない特別な事情がある場合を除き事業単体での独自ドメインは使用しない。
- (5) ホームページ作成後の運営経費と人的負担に十分留意する。
- (6) ホームページを所管する専門委員会は、広報・スポーツ情報専門委員会とし、事務局における全体管理・運営は、広報・キャンペーン課が行う。

## 第2章 ホームページ企画段階の留意点

### (経費・人的負担の確認)

第5条 ホームページの企画に際しては、当該ホームページの運営・管理に係る本会の経費・人的負担について留意するものとする。

## 第3章 ホームページ作成段階の留意点

### (利用者優先)

第6条 ホームページの作成に際しては、本会内の事情(組織機構等)を優先するのではなく、利用者の視点に立って行うものとする。

### (情報の統一)

第7条 本会として統一した情報を利用者へ提供するため、ホームページの内容が複数の事業に係る場合は、当該事業に関わる部署間の調整を十分に行うものとする。

### (安全性の確保)

第8条 ホームページには必要なセキュリティ対策を行うものとする。

2. 個人情報に関わるホームページには、必ず暗号化又はそれに代わる対応を行い、個人情報の漏えい等の事故が起きないように務めるものとする。

### (肖像権・著作権等)

第9条 ホームページにおける文章、画像、音楽等の肖像権、著作権及び関連諸権利については、当該ホームページの作成及び公開に問題が生じないように留意するものとする。

### (デザイン・レイアウト)

第10条 ホームページのデザイン・レイアウトについては、別に定めるホームページ運営・管理ガイドラインに準拠するものとする。

## 第4章 ホームページ運営段階の留意点

### (PR)

第11条 各種メディアや本会作成物へのURL掲示により、積極的なホームページのPRを行うものとする。

2. 各種検索エンジンを利用したアクセスが一般的になっていることに鑑み、検索エンジン対策について可能な限り務めるものとする。

### (検証・見直し)

第12条 広報・キャンペーン課は、次の各号に掲げる内容に留意し、随時ホームページの検証を行い、ホームページの見直し等について当該ホームページ関係部署との調整を行うものとする。

- (1) 信頼性(信頼できる内容であること)
- (2) 明瞭性(分かりやすく表現されていること)
- (3) 安全性(不正アクセス・地震・火災等からサーバ類が保護されていること)
- (4) 利便性(利用者が探したいものがすぐに見つかること)
- (5) 採算性(本会における経費及び人的負担に対する効果が高いこと)
- (6) 適法性(諸権利及び個人情報情報の保護に関する取扱いが法に準拠していること)

## 第5章 雑則

### (雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、事務局長が定める。

### 附則1

1 本規程は、平成 18 年 3 月 9 日から施行する。

### 附則2

1 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。

### 附則3

1 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。